

簡易な省エネ適合を学ぶ講習会・相談会 《住宅・小規模非住宅》

今年度は、改正建築物省エネ法・改正建築基準法(4号特例の見直しを中心)の概要説明も実施します。



受講対象者

- ・木造戸建住宅や小規模非住宅建築物の省エネ簡易判定法を使いたい設計者、施工者、建材業者など
- ・令和4年の改正建築物省エネ法や改正建築基準法の最新情報を知りたい方

申込方法

裏面のFAX申込用紙をお使いください

開催概要

- 【開催日時】 **旭川会場** 令和4年12月2日(金) **札幌会場** 令和4年12月8日(木)
- 小規模非住宅建築物(9:30～12:30予定) ■木造戸建住宅(13:30～16:30予定)
- 【開催場所】 **旭川会場** 道北地域旭川地場産業振興センター 2階〔旭川市神楽4条6丁目1番12号〕
札幌会場 ACU 16階 大研修室 1606〔札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ45 16階〕
 (小規模建築物: 募集人数 20名) 各講習の募集人数に達した場合は受付を終了します。
 (木造戸建住宅: 募集人数 80名)

【申込FAX番号】 011-215-1113 (北海道ビルダーズ協会)

【お問い合わせ先】 北海道ビルダーズ協会 / 電話▶011-215-1112 / メール▶info@do-ba.net

【その他】 駐車場の用意はありませんので、近隣駐車場をご利用ください。受講中はマスクを着用願います。受付時に体温測定をさせていただきます。発熱されている方は受講できません。

講習内容

非住宅建築物(300㎡未満)向け (計算によらない省エネ基準への 適否の簡易判定法※を学びます)	■小規模版モデル建物法(Webプログラム)の使い方に関する動画説明・演習(Webプログラムの操作時は会場Wi-Fiを利用しますので、日頃使い慣れたノートパソコン、タブレット等をご持参ください) ■小規模住宅建築物の省エネ化などに関する相談会 など
木造戸建て住宅向け (計算によらない省エネ基準への 適否の簡易判定法※を学びます)	■2025年度の省エネ基準への適合義務化に対応する「仕様基準」の動画説明 簡易判定法の冊子「仕様基準ガイドブック2022」の主な特徴 1) 間取りの確定前: 断熱材や設備機器の選定検証が可能 2) 間取りの確定時: 計算なしで簡易に適合確認可能 3) 間取りの変更時: 断熱材や設備機器の変更がなければ、再確認は不要 ■木造戸建住宅の省エネ化などに関する相談会 など
【国土交通省による動画説明】 改正法令について	■令和4年に改正された建築物省エネ法及び建築基準法に関する最新の動画説明など(予定)

▶午前

▶午後

▶午前・午後

※品確法の性能表示制度や長期優良住宅、性能向上計画認定制度、BELSなどの申請には使用できません

全国の情報はここから

[木活協HP] <https://www.shoene.org/>





FAX送信先 | 北海道ビルダーズ協会 FAX 011-215-1113

令和4年度

簡易な省エネ適合を学ぶ講習会・相談会 《住宅・小規模非住宅》

下記に記載の上、FAXで開催日
7日前までにお申し込みください。

申込日／令和4年 月 日

希望会場情報			
都道府県名	北海道	開催都市名	
開催日	令和4年 月 日	講習区分 ☐ にチェックを入れてください	☐ 【午前】非住宅建築物向け ☐ 【午後】木造戸建住宅向け

参加者個人情報（※複数名の場合、コピーして1名ずつ記入をお願いします。）			
氏名	フリガナ		
会社名			
住所	(〒 —)		
TEL	() —	FAX	() —
メールアドレス	@		
職種	☐ 施工 ☐ 現場管理 ☐ 設計 ☐ その他 ※いずれかにチェックをお願いします。		
建築物 省エネに 関する 相談内容	☐ 木造戸建住宅向け ☐ 非住宅建築物向け ※該当するものにチェックをお願いします。相談内容により両方にチェック頂いても構いません。		

※取得した個人情報は、保健所等からの調査要請を受けた場合を除き、本説明会等の事務に必要な範囲以外使用しません。
※説明会等の開催日の前日までに、参加票を FAX またはメールでお送りいたしますので、正確にかつ漏れのないように記入してください。
※新型コロナウイルスの蔓延状況によっては、開催を中止・延期などとする場合がございますので、その際の連絡用として使用することをご了承願います。